政令第三百四十七号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第七十三条第六項及び同条第七項において読み替えて準用する同条第二項並びに同法第八十一条並びに第八十一条の二第三項及び第四項並びに同法附則第七条の規定により読み替えて適用する同法第七十三条第一項及び第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十一条第二項及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第四十七条第四項第三号の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項各号及び第二項各号並びに第二十条第三項中「第七十三条第一項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改め、同条第六項第六号中「世帯に六歳」を「世帯に十八歳」に、「被保険者が」を「被保険者（以下この号及び第十号において「十八歳未満被保険者」という。）が」に、「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に」を「十八歳未満被保険者に」に改め、「前項」の下に「（同項第六号に係る部分を除く。）」を加え、同項第十号中「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この号において「十八歳未満被保険者」という。）」を「十八歳未満被保険者」に改める。

附則第一条の三第一項の表第十九条第一項第一号の項、第十九条第一項第二号の項、第十九条第二項第一号の項、第十九条第二項第二号の項及び第二十条第三項の項中

第七十三条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項

を

第七十三条第一項又は第六項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十三条第一項又は同条第六項

に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハ中「第五項第三号ホ(1)」を「以下この条」に改め、同条第二項中「第四項」の下に「、第十項第二号及び第十四項」を加え、同条第三項中「第五項」の下に「、第十項第三号及び第十五項」を加え、同条第四項第一号中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「、第二項及び第十項」に改め、同条第七項中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第十二項中「第十項」を「第十六項」に、「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十一項を第十七項とし、第十項を第十六項とし、第九項の次に次の六項を加える。

10　法第七十三条第六項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額に当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

二　特定給付額に第十四項に規定する特定割合を乗じて得た額

三　特定納付費用額に第十五項に規定する特定割合を乗じて得た額

11　法第七十三条第六項第一号に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該年度における組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上であること。

二　当該年度における組合被保険者一人当たり負担率（当該年度の前々年度における組合の被保険者一人当たりの法第七十六条第二項に規定する保険料の額（同項に規定する国民健康保険事業に要する費用のうち介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を控除したものに充てられる保険料の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に限る。）を、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における当該組合の組合被保険者一人当たり所得額で除して得た割合をいう。以下この号において同じ。）が、組合被保険者一人当たり負担率の数値が最も小さい組合から順次に数えて全ての組合の順位の百分の二十五に相当する順位より下位の順位であること。

12　法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、当該年度の前々年度及びその直前の一箇年度における組合被保険者一人当たり積立金額（当該組合の被保険者一人当たりの令第十九条第一項に規定する特別積立金の額並びに令第二十条第一項に規定する給付費等支払準備金及び同条第二項に規定する準備金の額の合算額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。以下この項及び附則第十六条において同じ。）が、当該前々年度及びその直前の一箇年度における全ての組合ごとの組合被保険者一人当たり積立金額についてその中央値となる額を基礎として厚生労働省令で定める額以上であることとする。

13　法第七十三条第六項第三号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれも満たすものとする。

一　当該年度の前々年度の三月における当該組合の後発医薬品使用割合（後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものとし

て厚生労働省令で定めるものをいう。）の使用の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した値をいう。以下この号において同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度の三月における全ての組合の後発医薬品使用割合の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める値以下であること。

二　当該組合が次のイ又はロに掲げる基準のいずれかに該当すること。

イ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定健康診査実施率（特定健康診査（高齢者医療確保法第二十条の規定による特定健康診査をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このイにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定める年度における全ての組合の特定健康診査実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

ロ　当該年度の直前の三箇年度における組合の特定保健指導実施率（特定保健指導（高齢者医療確保法第二十四条の規定による特定保健指導をいう。）の実施率として厚生労働省令で定めるところにより算定する率をいう。以下このロにおいて同じ。）が、基準となる年度として厚生労働省令で定

める年度における全ての組合の特定保健指導実施率の平均の値を基礎として厚生労働大臣が定める率以下であること。

14　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　第四項第一号に掲げる特定給付額の部分　零

二　第四項第二号に掲げる特定給付額の部分　零

三　前二号に掲げる部分以外の特定給付額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

15　法第七十三条第七項において読み替えて準用する同条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合

とする。

一　第五項第一号に掲げる特定納付費用額の部分　零

二　第五項第二号に掲げる特定納付費用額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ　二百八十万円未満　百分の十二

ロ　二百八十万円以上　百分の十

三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零

第九条第二項第一号ニ中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に改める。

第十四条第一項中「第八十一条の二第十項第一号」を「第八十一条の二第十一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第八十一条の二第十項第三号」を「第八十一条の二第十一項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十五条第三項第一号ロ中「第八十一条の二第五項」を「第八十一条の二第六項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第十項第二号」を「第八十一条の二第十一項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第十項第四号」を「第八十一条の二第十一項第四号」に改める。

第十八条第一項中「同条第十項第四号」を「同条第十一項第四号」に、「第八十一条の二第十項第五号」を「第八十一条の二第十一項第五号」に改める。

第十九条第二号中「第八十一条の二第三項」を「第八十一条の二第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二十一条の見出し中「財政安定化基金」を「法第八十一条の二第二項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金」に改め、同条中「規定により」を「規定による」に、「を取り崩した」を「の取崩しをした」に、「当該取り崩した年度」を「当該取崩しをした年度」に、「その取り崩した額」を「当該取崩しの額」に改める。

第二十一条の二の見出し中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に、「財政安定化基金」を「当該年度における財政安定化基金のうち、当該年度に係る次項に規定する財政調整事業に必要な費用に充てるためのもの」に改め、同条第三項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同項第二号中「第

八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「前条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十一条の四とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

（法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し）

第二十一条の二　法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、第十八条第一項に規定する場合において、次に掲げるときに限り行うものとする。

一　災害その他特別の事情により当該都道府県において当該年度の国民健康保険事業費納付金の額を減額する必要性が特に高いと認められるとき。

二　前号に掲げるときのほか、法第八十二条の二第二項第二号に規定する当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項の変更その他の国民健康保険事業の運営に関する事項の変更（当該都道府県において安定的な財政運営のために特に必要があると認められるものに限る。）をしたときにおいて、当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被

保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が、それぞれ当該年度の前年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額又は当該都道府県内の市町村の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額を著しく上回ることが見込まれるとき。

2　法第八十一条の二第三項の規定により都道府県が取り崩す額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の範囲内の額とする。

一　当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額（当該年度において第二十一条の四第二項に規定する財政調整事業を実施する場合にあつては、当該残高の額から当該財政調整事業の実施に要する費用の額を控除した額）から、当該取崩しを行う年度前五年度内において実施した法第八十一条の二第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第二号の規定による資金の交付又は同条第二項の規定による財政安定化基金の取崩しに係る費用の額を合算した額を控除した額

二　平成三十年度の末日における当該都道府県の財政安定化基金の残高の額の二分の一の額

（法第八十一条の二第三項の規定による取崩しをした場合における財政安定化基金への繰入れ）

第二十一条の三　都道府県は、法第八十一条の二第三項の規定による財政安定化基金の取崩しをしたときは、当該取崩しをした年度の初日の属する年の七年後の年の四月一日の属する年度の末日（災害その他特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由があると認められる場合にあつては、当該取崩しをした年度の初日の属する年の十年後の年の四月一日の属する年度の末日）までに当該取崩しの額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

第二十二条第三項中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に改め、同条第四項中「第八十一条の二第八項」を「第八十一条の二第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第三十条中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

附則第二条中「間」と」の下に「、同条第十項中「当該年度における次の」とあるのは「次の」と」を加える。

附則第十三条の表中第五条第一項第一号ハの項を削り、第五条第八項の項の次に次のように加える。

第五条第十項第一号	第一項第一号イ及びロ	第一項第一号イ及び附則第十三条

		第五条第十項第二号	第五条第十項第三号
	第十四項		第十五項
の規定により読み替えられた同号	附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項	第五条第十四項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項
ロ			
		第五条第十四項第二号	第五条第十五項
	同条第二項		第四項第一号
	附則第十三条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項	第五条第十四項第二号	法附則第七条の規定により読み替えられた第四項第一号
	第四項第二号	第五条第十五項	同条第二項
	附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号		法附則第七条の規定により読み替

	第五条第十五項第一号	
	第五条第十五項第二号	
	第五条第十五項第三号	
	第五項第一号	
	第五項第二号	
	三　第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零	
えられた法第七十三条第二項	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号	三　附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号に掲げる特定納付費用額の部分　零 四　前三号に掲げる部分以外の特定納付費用額の部分　当該組合の次のイ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、当該イ及びロに定める
	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号	

		割合 イ　二百八十万円未満　千分の百二十 ロ　二百八十万円以上　千分の百

附則第十五条の表第五条第四項第一号の項中「規定による承認を受けて」を「申出をして」に改め、同表に次のように加える。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた同号ロ
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十四項

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十項第三号	附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第十五項
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十四項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第一号
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十四項第二号	附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第四項第二号
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第一号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第一号
附則第十三条の規定により読み替	附則第十三条の規定により読み替	附則第十五条の規定により読み替

読み替えられた第五条第十五項第二号	えられた第五項第二号	えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第二号
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第十五項第三号	附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号	附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五項第三号

附則に次の一条を加える。

（被保険者の数の少ない組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する基準の経過措置）

第十六条　令和九年度から令和十一年度までの間、令和七年度の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満の組合に係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

２　令和十二年度から令和十四年度までの間、令和九年四月一日から令和十一年九月三十日までの間に他の組合との合併に係る法第三十三条第一項に規定する議決に必要な手続を開始した組合であつて当該手続を開始した日の属する月の前十二月間の一月当たりの平均的な被保険者の数が三千人未満であるもの

に係る法第七十三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、第五条第十二項の規定にかかわらず、当該年度の組合被保険者一人当たり積立金額が二百万円以上であることとする。

別表第一及び別表第二中「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百十万円」を「二百四十万円」に、「二百二十万円」を「二百五十万円」に、「二百三十万円」を「二百六十万円」に、「二百四十万円」を「二百七十万円」に改める。

別表第三中「、第十六条及び第十七条」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に、「百六十万円」を「百九十万円」に、「百七十万円」を「二百万円」に、「百八十万円」を「二百十万円」に、「百九十万円」を「二百二十万円」に、「二百万円」を「二百三十万円」に、「二百十万円」を「二百四十万円」に、「二百二十万円」を「二百五十万円」に、「二百三十万円」を「二百六十万円」に、「二百四十万円」を「二百七十万円」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の項中「第五条第十項及び第十一項」を「第五条第十六項及び第十七項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九第三項第一号中「六歳」を「十八歳」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第五条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第一号中「第七十三条第四項」の下に「（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

（子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三十二号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項第一号中「改正法第八条の規定による改正後の」を削り、「「新国民健康保険法」を「「国保法」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）第二条の規定による改正後の」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の」を削り、「新国保令」を「国保令」に改め、同号ロ中「改正法第五条の規定による改正後の」及び「。以下「新地方税法」という。」を削り、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法」を「（同法」に改め、同項第二号中「新国民健康保険法第七十二条の三の二第一項」を「国保法第七十二条の三の二第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「新国保令」を「国保令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法」を「（同法」に改め、同項第三号中「新国民健康保険法第七十二条の三の三第一項」を「国保法第七十二条の三の三第一項」に改め、同号イ中「新国民

健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「新国保令」を「国保令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法」を「（同法」に改め、同項第四号中「新国民健康保険法第七十二条の四第一項」を「国保法第七十二条の四第一項」に改め、同号イ中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「新国保令」を「国保令」に改め、同号ロ中「新地方税法の」を「地方税法の」に、「新国保算定政令」を「国保算定政令」に、「（新地方税法」を「（同法」に改め、同項第五号中「新国民健康保険法」を「国保法」に、「全て」を「当該補助を受ける全て」に改め、同号イ中「新国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」を「国保算定政令第五条第一項第一号ロ(1)」に、「新国保算定政令第五条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「とする」の下に「。次号イにおいて「子ども・子育て支援納付金納付費用額」という」を加え、「同号ロ(3)」を「同条第一項第一号ロ(3)」に改め、「。ロ」の下に「及び次号」を加え、同号ロ中「新国保算定政令」を「国保算定政令」に改め、同項に次の一号を加える。

六　国保法第七十三条第六項の規定による補助　次に掲げる額を当該補助を受ける全ての国民健康保険

組合について合算した額に相当する部分

イ　子ども・子育て支援納付金納付費用額から子ども・子育て支援納付金特定納付費用額を控除して得た額に国保算定政令第五条第十項第一号イ及びロに掲げる組合被保険者一人当たり所得額（同条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。）の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額

ロ　子ども・子育て支援納付金特定納付費用額に国保算定政令第五条第十五項第三号に定める割合を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第六項の規定は、令和九年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和八年度以前の年度分の当該保険料については、なお

従前の例による。